

再販(中古)設備・機器の導入をご検討頂く際の確認依頼事項



取引先各位殿

貴社、ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃は格別のご厚意を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、この度は弊社ホームページを閲覧頂きまして、誠に有り難うございます。
早速ですが、本頁に紹介させて頂く機材については再販品(中古機材)のため、お取引させて頂くにあたり、条件面で通常の商品
売買取引と異なる部分があります。以下、概要を記載致しますので、内容をご査収頂きました上、改めてご検討を賜りますよう、
お願い申し上げます次第です。

記

1. 見積書有効期限について

貴社のご要望に基づいて、提出させて頂く見積書については、対象となる機材を、現所有者が資産として管理する期間内に限定して有効とさせていただきます。(現所有者が第三者との間で、当該機材の売買取引を完了した時点で、無効となります)
また、現所有者が第三者との間で、売買取引を締結する行為については、貴社に予告する事なく履行されますので、あらかじめご了承ください。

2. 取引(決済)条件について

再販(中古)機材の取引においては商品引き渡し時の現金決済が原則となりますので、あらかじめご了承ください。
(従来の取引条件を適用する等、個別に条件設定を行う場合はこの限りではありませんので、事前にご相談下さい)

3. 製品保証について

売買取引を締結した日が当該機材の製造元が定める保証期間内である場合を除き、製造元の保守条項(保証期間内に製造元が行う無償修理等)は適用されませんので、あらかじめご了承ください。
また、当該機材は現在の保管状態のまま売買取引される事が原則となりますので、当該機材が、本来必要とされる基本的な機能を有しているかどうかの確認については売買取引締結前に、実機をご確認頂く等、貴社の責任において行って下さい。
(契約後の保守については当該機材の前所有者および弊社の免責事項とさせていただきます、修理等の必要が生じた場合は有償での対応となりますので、あらかじめご了承ください)

4. 所有者変更登録および保守サービスについて

商品引き渡し後に引き続き保守サービスが必要となる機材については、製造元に所有者変更登録を行った上で、以後、サポート(有償)させていただきますが、売買取引時に製造元(または指定保守業者)が廃業等の事由により営業していない状態、または対象製品の製造中止に伴うサポート体制終了の措置がとられている状態においては、これを履行できない場合があります。
また、売買取引時には保守サービスを提供できる状況であった場合でも、一定の期間が経過した後には同様の事態が生じる事で、サービスの継続履行が不可能となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(売買取引完了時点における保守サービス提供の可否については、契約前に弊社より提示致しますので、ご確認ください)

以上